

ID: 338

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	再生利用一般廃棄物処分業者の指定		
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条の3第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】 省令第2条の3第2号の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可を要しない者) 第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日